

全国一斉番号制度導入の現実解とITコーディネータの貢献



町田市情報システム担当部長 ITコーディネータ **坂下 知司**

番号制度の趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人のものと確認し、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現する。

国のかたちをも変える大変革のための基盤である。本格的な行財政改革・公正な給付と負担、行政手続きの簡素化、申請主義から通知主義への転換など、カネも手間も掛からない社会の実現に向け、舵が切られた。その第一歩が2017年7月の全国一斉実施である。

番号法の適用範囲の拡大、特定個人/法人

との紐付け、民間利用、公情報のオープンデータ化、病状と治療・投薬の履歴情報の集約などに本人特定の仕組みが係わり、更なる変革が起きる。

身近な例では、これまで複数の行政機関から国民一人ひとりが様々な紙の証明書を集め、市町村などの機関に持参してきた行政手続き（図1左の円）が、手ぶらで出掛け、希望を伝えると、行政手続きに必要な書類は、依頼を受けた各行政機関の職員が電子的に集めて処理が終了する（図1右の円）。

業務の効率化・簡素化には「標準化」が鉄則である。内閣官房の調査によると、例えば、住基システムは2016年には全市町村の約80%が地域情報プラットフォーム（地プラ）準拠とある。即ち住民情報のデータ連携の標準化は既に進んでいる。また調査の行われた2012年9月現在43%の市町村が住基システムをカスタマイズせずに、更に45%の市町村がカスタマイズはしながらもパッケージ（ある種の標準品）を使っている。

税系、社会福祉系のシステムの地プラへの準拠はここまで進んでないものの、半数を超える市町村で、データ様式・連携の標準化や標準製品の利用が年々進んでいる。

一方、セキュリティを高めるために特定個人情報ファイル（個人番号を持った個人情報ファイル）を保有又は重要な変更を行う際は、特定個人情報保護評価（PIA）の実施を求めている。現行の指針では、特定個人情報ファイルの規模の違い、特定業務からのアクセスの有無によって対応方針が異なるため、これまでカスタマイズをしなかった団体も、その団体の事情によりカスタマイズする：パッケージを採用していたところが独自開発になる場面が想像できる。すなわち標準化から遠ざかる。

制度の柔軟解釈・強調点

番号法の求めるセキュリティは確保したうえで、所定期日に全国一斉実施をするための、必須事項の対処案を表2にまとめた。

図1. 庁外連携が始まることによるインパクト：電子情報鎖国を開国する

これまで：自庁システムの安定稼働停止させても被害は自庁内

これから：他市町村・中央府省と情報連携中間サーバ停止させると被害は全国

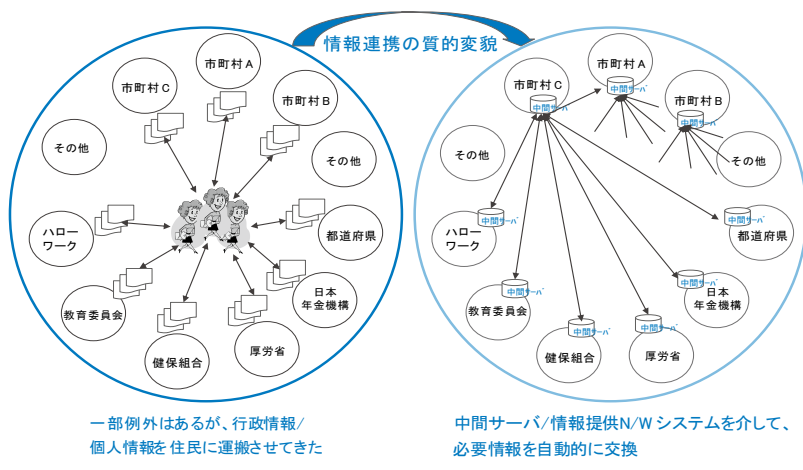


図2. 他団体への情報提供：中間サーバのデータ更新

